

セーフティグローバル推進機構 規程

IGSAP Rules

IGSAP S04:2024

セーフティオフィサ資格制度規程

Regulations for Safety Officer Qualification System
- General Rules

2024年5月30日改正

制定:セーフティオフィサ資格制度規程として2019年9月13日制定

改正:文書番号等2020年6月1日改正

改正:建設セーフティオフィサ資格を含む制度規程として2024年5月30日改正

セーフティオフィサ資格制度規程

Regulations for Safety Officer Qualification System

- General Rules

1. 序文

企業や作業現場における安全のための活動は、これに従事する管理者やスタッフ、技術者により実施されている。安全に対する施策を実施する場合は、トップや責任者のリーダーシップの基に、そこに働く人々が積極的に参加し活動を進めていくことが必要である。そのためには、経営・責任者層、管理者層及びスタッフが安全に対する知識や理解、認識を有することが重要であり、セーフティオフィサ資格制度規定は、これらの安全に対する要員の力量の基準及び、この資格制度の認証スキームを定めるものである。

2. 適用範囲

この文書は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) がスキームオーナーとして運営する要員の認証制度におけるセーフティオフィサ資格制度の、力量基準について規定するとともに、その運営に必要な基本的事項を規定するものである。

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 認証プロセス

要員が認証要求事項を満たしていることを認証機関が確定する活動であって、申請、評価、認証の決定、並びに証明書及びロゴ又はマークの使用を含む。

3.2 認証スキーム

資格に関する力量要求事項及び認証プロセスを実施する仕組み制度。

3.3 スキームオーナー

認証スキームの開発及び維持に責任をもつ組織で、本制度におけるスキームオーナーは一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) である。

3.4 認証機関

要員に対する認証スキームを運用する適合性評価機関であって、本制度の認証機関は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) が認定する。

3.5 認定

適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を認めること、またその証明であって、本制度における適合性評価業務とは、セーフティオフィサの力量要求事項に対する要員の力量の評価である。

3.6 証明書

この規定に基づいて認証機関が発行する文書であって、記名された要員が、その資格に応じた力量の要求事項を満たしたことを示すもの。

3.7 力量

本制度のそれぞれの資格者が、意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力。

3.8 知識

経験又は教育を通じて得られる事実、情報、真理、原則

3.9 理解

経験又は教育を通じて得られる事実、情報、真理、原則への論理的認識

3.10 申請者

本資格取得のために認証プロセスに入ることを認証機関に申請した者。

3.11 評価

認証スキームの要求事項を要員が満たしていることを評価するプロセス。

3.12 認証

資格区分に応じた要員に対する力量の証明

3.13 公平性

客観性があり、利害抵触がないこと。

4. セーフティオフィサ資格制度の概要

4.1 一般

セーフティオフィサ資格制度は、企業や作業現場における安全に関する諸活動に関して、経営・責任者層、管理者層及びスタッフが必要とする安全に対する要員の力量を認証する制度である。

本制度に基づく認証は、4.2の文書で示される認証スキームに従って、スキームオーナーによって認定された認証機関が行う。認証機関は、セーフティオフィサ資格の認証を希望する申請者の力量を評価し、5で示される資格区分ごとの力量要求事項を満たす申請者を、当該資格区分の資格者として認証する。

4.2 セーフティオフィサ資格制度の区分

この規程で規定するセーフティオフィサ資格制度の区分は、表1による。

表1—セーフティオフィサ資格制度の区分

資格制度	資格制度区分	資格名称	記号
セーフティオフィサ	一般産業安全分野(SO-G)	セーフティエグゼクティブ	SE-G
		セーフティマネージャ	SM-G
		セーフティスタッフ	SS-G
	建設安全分野(SO-C)	建設セーフティエグゼクティブ	SE-C
		建設セーフティマネージャ	SM-C
		建設セーフティスタッフ	SS-C

4.3 認証スキーム

本制度による要員の認証は、表2の文書の要求事項に基づき行う。

表2—本制度による要員の認証に用いる文書

文書番号	文書名	規程内容の概要
IGSAP S-04:2024	セーフティオフィサ資格制度規程	セーフティオフィサ資格制度の力量基準について規定するとともに、その運営に必要な基本的事項を規定するものである。
IGSAP OD04:2024	セーフティオフィサ資格制度規程 手続規定	セーフティオフィサ資格制度の運営のための認証プロセス及び認証手順について規定する。

5. 資格の要求事項

5.1 セーフティオフィサ：一般産業安全分野（SO-G）

セーフティオフィサ：一般産業安全分野（SO-G）における資格者の要求事項は、表 3 による。

表 3 セーフティオフィサ：一般産業安全分野（SO-G）の要求事項

資格の名称及び記号	資格の要求事項
セーフティエグゼクティブ (SE-G)	安全に対する正しい知識と深い見識を持ち、CSO(チーフ・セーフティ・オフィサ)等の立場で安全経営においてリーダーシップを発揮し、社員に対して安全を啓発できる能力と強い意志を有する。
セーフティマネージャ (SM-G)	安全に対する正しい知識と見識を持ち、安全の指導者、監督者として、社員に対して安全に関する取り組みを正しく指導、推進できる能力と意志を有する。
セーフティスタッフ (SS-G)	安全に対する正しい知識と認識を持ち、会社の安全方針や取り組みに則して主体的に行動することができる。

5.2 セーフティオフィサ：建設安全分野（SO-C）

セーフティオフィサ：建設安全分野（SO-C）における資格者の要求事項は、表 4 による。

表 4 セーフティオフィサ：建設安全分野（SO-C）の要求事項

資格の名称及び記号	資格区分の要求事項
建設セーフティエグゼクティブ (SE-C)	建設安全に対する正しい知識と深い見識を持ち、事業責任者（経営者）として、安全経営のリーダーシップを発揮し、安全に関するオープンなコミュニケーションと高い安全文化を継続的に構築する能力と強い意志を有する。
建設セーフティマネージャ (SM-C)	建設安全に対する正しい知識と見識を持ち、安全の指導者、監督者として、安全に係る課題に対して、リスクアセスメントの運用等により、職務従事者に組織活動を正しく指揮、推進する能力と意志を有する。
建設セーフティスタッフ (SS-C)	建設安全に対する正しい知識と認識を持ち、管理実務者として組織の安全方針、安全活動の主旨を理解し、安全に係る課題の解決に向けて、リスクアセスメントの成果を基に、安全管理実務を遂行する能力を有する。

6. 資格者の力量

6.1 セーフティオフィサ：一般安全分野（SO-G）

それぞれの資格者に必要な力量は、表 5 による。

表 5 要員の資格区分の認証に必要な力量

資格	知識要件の概要	理解	意志
セーフティエグゼクティブ (SE-G)	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する基本的知識 安全の基本概念に対する知識 安全経営、安全マネジメントに対する知識 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の基本概念と重要性に対する理解 災害、事故の防止に対する自己の責任への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 安全経営に対するリーダーシップと関与への強い意志を有する
セーフティマネージャ (SM-G)	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する全般的知識 安全の概念、安全方策に対する知識 リスクアセスメントの知識 3ステップメソッドの知識 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の概念と安全方策に対する理解 災害、事故の防止に対する自社の施策への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の指導者・監督者として、安全対策の展開、指導・推進する意志を有する

	・安全技術の基本的知識		
セーフティ スタッフ (SS-G)	・安全に関する基本的知識 ・安全の基本概念に対する知識 ・リスクアセスメントの知識	・安全の基本概念に対する理解 ・企業の安全活動への理解	・会社の安全に関する取り組みに対して積極的に参加、協力する意志を有する

6.2 セーフティオフィサ：建設安全分野（SO-C）

それぞれの資格者に必要な力量は、表 6 による。

表 6－要員の資格区分の認証に必要な力量

資格	知識要件の概要	理解	意志
建設セーフティ エグゼクティブ (SE-C)	・安全用語および建設安全に対する正しい知識 ・安全の基本概念、重要性に対する知識 ・安全経営に対する知識 ・リスクアセスメント及びリスクマネジメントの知識	・事業責任者（経営者）として安全に対する自己の責任と経営的意義への理解 ・安全の基本概念と建設に関連する分野の特性の理解 ・安全を取り巻く社会および自然環境等に関する理解	・安全に関するオープンなコミュニケーションと高い安全文化を継続的に構築する能力と強い意志を有する。
建設セーフティ マネージャ (SM-C)	・安全用語および建設安全に対する正しい知識 ・安全の概念、運用・管理に対する知識 ・安全の課題解決に対する知識 ・リスクアセスメントの運用に対する知識	・指導監督者として役割と安全に対する組織活動に対する理解 ・建設分野の安全と課題解決に対する理解 ・リスクアセスメントの運用とその効果に対する理解 ・安全を取り巻く組織および自然条件に関する理解	・リスクアセスメントの運用等により、職務従事者に組織活動を正しく指揮、推進する能力と意志を有する。
建設セーフティ スタッフ (SS-C)	・安全用語および建設安全に対する正しい知識 ・安全の概念、実務に対する知識 ・安全の課題解決に対する実務的知識 ・リスクアセスメントの実施に対する知識	・実務者として組織の安全方針と安全活動への理解 ・建設分野の安全と課題解決に対する実務的理解 ・リスクアセスメントの活用とその運用に対する実務的理解 ・安全を取り巻く組織および自然条件に関する理解	・リスクアセスメントの成果を基に、安全管理実務を遂行する意志を有する

6.3 知識要件

それぞれの要員の資格区分の力量に必要な知識要件は、附属書 A によって規定される。

7. セーフティオフィサの資格制度の運用

6.1 スキームオーナーの役割

本制度の認証スキームの企画、開発及び維持は、スキームオーナーである一般社団法人セーフティグローバル推進機構（IGSAP）の責任において行われる。スキームオーナーは、本制度の認証スキームに基づく要員の認証業務の一部又は全部を委託する認証機関を認定することができる。この認定は、スキームオーナー及び認定対象

の機関による文書の取り交わしによって行われる。

スキームオーナーは、認定した機関による認証業務が適切に行われていることを確認する必要がある。

スキームオーナーは、認証機関の請求に応じて、認証スキームを示す書類の作成及びレビューが適切に行われていることを示す必要がある。

6.2 認証機関の役割

スキームオーナーによって本制度に基づく要員の認証を行うことを認定された認証機関は、表2の文書に基づき認証業務を行う。認証機関は、申請、評価、認証の決定、再認証、並びに証明書及びロゴ又はマークの使用を含む、認証プロセスに関する責任と権限をもつ。また、認証機関は、認証活動の公平性に責任を持ち、公正性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を許してはならない。

認証機関は、スキームオーナーとの取り交わし文書に基づき、実施した認証業務の内容の報告及び認証スキームの利用料の支払いを行う必要がある。

認証機関は、認証の決定を除く認証業務を、外部の機関に委託することができる。認証業務の委託を行う際には、委託の対象となる業務の内容及び対象の外部機関について、スキームオーナーによる事前の合意を必要とする。認証機関は、自らが委託した外部機関が行う一切の業務に関しての責任を負う。

認証機関は、スキームオーナーに対して、認証スキームを示す書類の作成及びレビューが適切に行われていることを示す書類の開示を請求できる。

6.3 機密保持及びセキュリティ

スキームオーナー、認証機関及び本制度の運営に関わる全ての従事者は、認証に関する一連の活動において取得した情報の機密を保持する必要がある。また、不正な認証活動が行われないためのセキュリティを認証プロセス全体を通じて確保する必要がある。

スキームオーナー及び認証機関は、セキュリティへの違反が生じた時には是正処置をとるための手段をもたなければならない。

附属書 A (規程) 力量要求事項に対する知識要件

要員の資格区分の力量に必要な知識要件は、基礎安全学、経営安全学、社会安全学、構造安全学で構成される「安全学」のなかで、それぞれの資格区分ごとに必要とされる知識項目は、表 A.1 とする。

表 A.1－要員の資格区分の力量に必要な知識要件

要求知識項目	セーフティオフィサ 一般産業安全分野 (SO-G)			セーフティオフィサ 建設安全分野 (SO-C)			
	セーフティ エグゼクテ ィブ (SE-G)	セーフティ マネージャ (SM-G)	セーフティ スタッフ (SS-G)	セーフティ エグゼクテ ィブ (SE-C)	セーフティ マネージャ (SM-C)	セーフティ スタッフ (SS-C)	
基礎安全学	安全の意味		○	○	○	○	
	安全の大前提	○	○	○	○	○	
	安全の定義	○	○	○	○	○	
	リスクの定義	○	○	○	○	○	
	安全目標	○	○	○	○	○	
	ゼロからプラスへ 安全・健康そして ウェル ビーイングへ	○	○	○	○	○	
	ALARP の原則		○	○	○	○	
	安全の基本的構造	○	○	○	○	○	
	安全と価値観	○	○	○	○	○	
	安全における役割と責任	○	○	○	○	○	
	安全と安心	○	○	○	○	○	
	リスクコミュニケーション	○	○	○	○	○	
	安全は時と共に劣化する		○	○		○	
	安全学の発想		○	○		○	
	製造業と建設業の比較				○	○	○
建設の安全学の必要性				○	○	○	
基礎安全学のまとめ				○	○	○	
経営安全学	経営の目的と安全	○	○	○	○		
	企業経営にとってのリスク	○	○		○		
	安全・安心に向かう時代の 潮流	○	○	○	○		
	世界的な大きな潮流	○	○	○			
	企業トップの安全の役割	○			○		
	企業トップとしての安全の 理念	○			○	○	
	企業の競争力は安全にあ り	○	○	○	○		
	安全は価値だ	○	○	○	○	○	○
	安全投資	○			○	○	
	安全の費用対効果	○	○		○	○	
安全性と生産性	○	○	○	○			

	ヒューマンエラーと教育	○	○	○	○	○	○
	事故対応	○	○		○	○	○
	マネジメントシステムとリスクアセスメント	○	○		○	○	○
	労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○	○		
	人材育成と安全資格者	○	○	○			
	安全文化の構築	○			○		
	未来安全構想	○	○	○	○		
	建設分野における経営安全学				○	○	○
	経営安全学まとめ	○			○	○	○
社会安全学	安全の社会制度	○	○	○	○	○	○
	安全のための法律と規制		○	○	○	○	○
	労働安全衛生法	○	○	○	○	○	○
	安全における保険制度	○	○		○		
	安全と責任	○	○	○	○	○	○
	事故調査の機構・制度	○	○		○	○	○
	安全の標準化と安全基準		○				
	認証・認定システム		○				
	防災と減災	○	○		○	○	
	利用者(消費者)安全		○			○	
	高齢者と子供の安全		○				
	サイバーセキュリティとIoT技術		○				
	時代の変化とリスクの多様化		○	○	○	○	
	安全の新しい時代	○	○	○	○	○	
	安全は社会全体で創るもの	○	○	○			
建設事業と社会安全学				○	○	○	
建設災害事例					○	○	
構築安全学	エレベータ事故の概要	○	○	○			
	エレベータ事故の本質	○	○	○			
	こんにやくゼリー事故の概要		○				
	こんにやくゼリー事故の本質		○				
	福島第一原発事故の概要	○	○	○	○	○	○
	福島第一原発事故の本質	○	○	○	○		
	製品のライフサイクル		○	○	○	○	
	ISO/IECガイド51の目指すところ		○	○	○	○	○
	ISO/IECガイド51における安全思想		○				
	安全規格の体系化		○	○	○	○	○

リスクアセスメントの考え方	○	○	○	○	○	○
リスクアセスメントの流れ		○	○	○	○	○
リスクの見積もり、評価		○	○	○	○	○
リスク低減策・スリーステップメソッド	○	○	○	○	○	○
本質的安全設計		○		○	○	○
信頼性と安全性		○		○	○	○
安全防護と付加保護方策		○				
安全制御		○				
機能安全という考え方		○				
機能安全に関する国際規格		○				
フルプルーフ		○			○	○
フェールセーフ		○			○	○
危険検出型と安全確認型		○			○	○
ハイボールの原理		○			○	○
レジリエンス	○	○		○	○	
使用上の情報		○			○	○
残留リスクの管理		○		○	○	○
人間工学原則		○			○	○
合理的に予見可能な誤使用について		○			○	○
危害を受けやすい状態にある消費者		○	○			
技術者倫理	○	○	○	○	○	○
協調安全	○	○	○	○	○	○
Safety 2.0	○	○	○	○	○	○
和の安全と安全学	○	○	○			
建設分野における構築安全学				○	○	○
建設分野におけるリスクアセスメント実施例				○	○	○
構築安全学まとめ				○	○	○